

疑義照会簡素化プロトコルに参画を希望される保険薬局の皆さまへ

当院では薬物治療管理の一環として、調剤上の形式的な変更に伴う疑義照会を簡素化し、処方医、外来スタッフ、保険薬局の負担軽減と、保険薬局における患者さんへの薬学的ケアの充実と疑義照会中の待ち時間の短縮を目的に、「疑義照会簡素化プロトコル」の運用を開始しました。

本プロトコルを適正に運用するために、参画を希望される保険薬局は薬剤部担当者から説明をお聞きいただいた上で、合意書を交わすことを必須条件としています。

<開始時>

- ①医薬品情報管理室に電話で参画を希望する旨を伝え、説明会の日時を調整する。
- ②説明会の当日、医薬品情報管理室を訪問し「疑義照会簡素化プロトコル」の説明を受ける。その際、下記を持参する。

- ・合意書2枚（保険薬局の住所・名称・代表者を記載し押印したもの）
- ・合意書の返信用封筒1部（住所と宛先を記載し切手を貼付したもの）またはレターパック1部（住所と宛先を記載したもの）
- ・イヤフォンまたはヘッドフォン

※合意書の日付は病院で記入するため記載しないで下さい。

- ③説明をうけた後、参画を希望する場合は、合意書を提出する。
- ④病院薬剤師は院内稟議後、日付を記入した合意書を1部返送する。
- ⑤保険薬局では合意書を入手後、疑義照会簡素化プロトコルを開始する。

<開始後>

- ・「疑義照会簡素化プロトコル」における情報提供は、当院フォーマット「疑義照会簡素化プロトコルに関する処方修正報告書」を使用して下さい。

*必要書式は、JA 長野厚生連北信総合病院 ホームページ

「薬剤部」→「地域薬剤師の皆さまへ」→「疑義照会簡素化プロトコル」

より入手して下さい。

【本プロトコルについての問い合わせ先】

薬剤部 医薬品情報管理室（DI室） TEL：0269-22-2151（代表）（内線2530）

平日 9:00～17:00